

和歌山県未成年者喫煙防止条例の概要

1 目的

未成年者の喫煙を防止するための社会環境の整備を図ることにより、未成年者の健康の保護と健全な育成に寄与することを目的としています。(第1条)

2 関係者の責務

未成年者の喫煙の防止に関し、県、保護者、販売業者、事業者及び県民の責務を定めています。(第3条～第7条)

3 基本的事項

未成年者の喫煙の防止に関し、次のことを定めています。

(1) 喫煙の防止に関する教育等への協力

知事は、未成年者が喫煙の影響について正しい理解を深めることができるように、学校での喫煙防止教育の充実に協力したり、未成年者を雇用する事業者の喫煙防止への取組に協力するものとします。(第8条)

(2) 購入希望者の年齢確認

たばこの販売業者は、対面販売において、客が成年に達していることが明らかである場合を除いて、証明書類により年齢を確認しなければなりません。

また、客は年齢確認に協力しなければなりません。(第9条)

(3) 自動販売機における購入希望者の成年識別

たばこの販売業者は、自動販売機に成年識別機能を付加することにより、未成年者がたばこを購入できないようにしなければなりません。

また、成年識別機能の付いた自動販売機から購入する際に必要となるカード等は、未成年者に譲渡したり貸与してはなりません。(第10条)

(4) 購入依頼の禁止

未成年者へたばこの購入を依頼してはなりません。(第11条)

(5) 学校敷地内等の喫煙の禁止

知事は、学校と児童福祉施設の敷地内は禁煙とするように必要な措置を求めるものとします。(第12条)

(6) 年齢確認等の確実な実施に向けた取組

年齢確認等が確実に実施されるように、知事は販売業者に対し指導等を行うことができます。(第13条～第16条)

報告徴収 立入調査 指導及び勧告 氏名等の公表